

# 大阪医科薬科大学 薬学部雑誌執筆要領

(令和 7 年 7 月 8 日施行)

(目 的)

**第 1 条** この要領は、大阪医科薬科大学 薬学部雑誌発行・投稿規程第 9 条に基づき、薬学部雑誌の執筆要領について定める。

(構 成)

**第 2 条** 原則として、第 1 部（総合科学系）は、『薬学教育』の投稿規定の執筆要項（ただし、1，3，8 の項目は除く）に準拠し、12 ポイントの MS 明朝（和文）あるいは Times New Roman（英文）のフォントを用いて作成する。第 2 部（医療・薬学関連）は、『薬学雑誌』の投稿規定の原稿様式に準拠する。

(投稿種別)

**第 3 条** 投稿種別は、薬学部雑誌発行・投稿規程第 6 条に準ずる。

(原 稿)

**第 4 条** 原稿にはすべて、英文のサマリーとキーワード（5 つ程度）をつける。責任著者には右肩に＊を表記し、e-mail アドレス情報を入れる。また、第 1（冒頭）ページの標題（副題）・著者名・所属に関する和文・英文の表記の仕方及び細部の表記方法については、『大阪医科薬科大学 薬学部雑誌 Vol. 1.1』の表記に倣って記す。

(投稿原稿の採否)

**第 5 条** 投稿原稿の採否及び「類別」の決定は、査読終了後、訂正の必要のあるもの訂正したのち、薬学部雑誌編集委員会（以下、「委員会」という。）の議を経て、薬学部雑誌編集委員長から各投稿者に通知する（毎年 11 月 30 日の予定）。

(改 廃)

**第 6 条** この要領の改廃は、委員会の議を経て、薬学部長が行う。

## 附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 8 日から施行する。